

再意見書

2009年7月13日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

〒154-0012

世田谷区駒沢 3-2-1 伊藤ビル

えでいっとねっとかぶしかいしゃ
EditNet株式会社

代表者 代表取締役 のぐち たかし
野口 尚志

平成 21 年 (2009 年) 5 月 26 日付け情郵審第 3013 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出
します。

2009年6月30日公表された他社意見を踏まえ、既に6月25日提出した当社意見に加え、以下のとおり再意見を提出します。

なお、文中の他事業者の「株式会社」等の法人格および敬称は省略させていただくとともに、ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイルの3社を総称して「ソフトバンク3社」、日本インターネットプロバイダー協会を「プロバイダー協会」、同地域 ISP 部会を「プロバイダー協会地域部会」と略記させていただきます。引用箇所を示すページ番号の記述は、各社意見の本文にページ番号が付されている場合はその番号により、付されていない場合は総務省 web ページにおいて公表された PDF ファイルのページ番号によりました。

1. 総論

NTT 東西の接続約款変更認可申請に対して多数の懸念および反対意見が寄せられ、そのそれぞれが非常に重要な論点を含む指摘である以上、本件認可については各社の意見について十分に検討する必要がある、拙速な結論を出すことは、将来に禍根を残すことになると思います。

2. ネイティブ方式につき、相互接続を行う事業者が3社に限定される件について

ネイティブ方式について相互接続を行う事業者が3社に限定される件について、当社はケイ・オプティコム、ソフトバンク3社、KDDI、新潟通信サービス、プロバイダー協会、プロバイダー協会地域部会の懸念および原案認可への反対意見は当然と考えます。

当社はそもそも「3社条項」がある状態で認可されるべきではないと考えますが、NTT 東西の主張が接続義務の例外を認める正当な理由といえるかについてはNTT 東西の側にそれを証明する責任があると考えており、審議会において十分な議論が行われなければならないと考えます。

その点について、KDDI の以下の意見(p.5)に賛同します。

・ネイティブ接続においては、接続事業者数が当面最大3社までとされていますが、これは合理的な理由がない限り、電気通信事業法第30条（禁止行為等）、第32条（電気通信回線設備との接続）等で禁止する差別的な取り扱いや接続拒否に該当するおそれがあると考えます。

・しかしながら、NTT 東・西からは、ネイティブ接続事業者が3社までである理由について、「中継ルータの処理能力に制約がある」「ひかり電話等のQoSサービスの品質劣化を回避するため」等といった定性的な説明がなされているにすぎません。ネイティブ接続事業者が4社以上の場合に必要な具体的な費用や期間、サービス品質にかかる数値等を定量的に示した合理的な説明が行われる必要があると考えます。また、その説明が真に合理的なものであるか否か、審議会において十分な議論が尽くされる必要があると考えます。

3. トンネル方式の網改造料の取り扱いについて

ソフトバンク3社の以下の意見(p.2)に賛同します。

トンネル方式は、既にIPv4でNTT-NGNと相互接続している接続事業者であっても、IPv6用網終端装置、IPv6用集約装置への接続料金が追加で必要となることから、接続事業者にも多くの負担を強いる事となります。従って、NTT 東西殿は、既存のIPv4装置を活用し、IPv6の通信にも共用できるようにすることで、接続事業者、ひいてはエンドユーザの負担を軽減可能とすべきと考えます。

トンネル方式では、現在 IPv4 で「フレッツ光ネクスト」に接続している接続事業者であっても、NTT 東西の説明によれば、IPv6 対応の網終端装置や集約装置を新たに設置する必要があり、その負担は非常に高額になります。

現行の設備については、途中で使用中止をしたとしても、法定耐用年数分までは網改造料を支払う必要があるとされており、残存年数が長い設備を使用している場合、新旧両方の設備の負担が長期間に及ぶこととなります。

逆に、IPv6 サービスの開始前に現行設備の法定耐用年数が経過する場合、いまだ IPv6 対応設備への更改ができない段階であっても、接続約款上は NTT 東西の通知により更改が行えることとなっており（接続約款 36 条 1 項 2 号）、すぐに IPv6 対応設備への更新をする必要があるにもかかわらず現行設備を更改する必要が生じるおそれもあり、いずれの場合も接続事業者が多額の負担を課し、結果的にエンドユーザへの提供価格に反映される可能性があります。

これらの設備上の制約について、NTT 東西は接続用機器の機種や仕様を明らかにしないため、接続事業者がその正当性を検証することさえできません。このため、以下の点を要望します。

- (1) NTT 東西は、現在 IPv4 でフレッツおよび NGN 網に接続している接続事業者について、既存の接続用設備を活用し、事業者の負担を軽減すること。
- (2) 仮に既存の接続用設備が活用できないと主張するのであれば、当該設備の機種や仕様等を接続事業者に対し開示し、その主張の妥当性を接続事業者が検証できるようにすること。

4. 新たな接続形態に関する接続約款変更の手続きについて

KDDI の以下の意見(p. 6)に賛同します。

- 新たな接続方式について接続約款の変更が必要となる場合は、軽微な変更ではなく諮問事項として扱い、その都度パブリックコメントが募集されるべきであると考えます。
- 今回の接続約款の変更認可申請（案）において、「ネイティブ方式」という用語は、「IP 通信網内における通信方式のうちトンネル方式以外の方式」という広義に解釈可能な定義がなされています。
- 「ネイティブ方式」という用語が広義に解釈可能であることにより、活用業務「地域 IP 網経由のエンドユーザ間 IPv6 通信に係る料金設定（以下「NTT 東・西間 IPv6 通信活用業務」といいます。）」※のように、接続約款の規定内容を拡大解釈した新たな NTT 東・西のサービスが開始されてしまうおそれがあると考えます。
- 例えば、NTT 東・西が一部事業者とネイティブ方式での IPv4 インターネット接続について協議を進め、協議がまとまり次第接続約款を変更する等の場合に、NTT 東・西間 IPv6 通信活用業務のように、接続約款の変更が軽微な変更として処理され、パブリックコメントを経ずに、ネイティブ方式での IPv4 インターネット接続という新たな接続方式でサービスが開始されてしまう可能性があります。
- 従って、ネイティブ方式については今回、IPv6 に限定した解釈しかできないように定義し直すべきです。

(※印で参照される部分は省略)

5. ネイティブ方式の相互接続点が東西各 1 か所であることについて

ネイティブ方式の相互接続点が東西各 1 か所であることは、既に 2009 年 6 月 25 日付け当社意見書で指摘した「活用業務であり非指定設備である NW を経由しなければ一種指定の NW と接続できない問題」とあわせ、地域密着型のサービスを提供する事業者の参入上の支障となり、また、NW 設計上も東京および大阪への過度の集中を生ぜしめることから、最低限各県 1 か所での接続ができるようにすること、および、現行フレッツと同様、県単位のサービスを提供することが望ましいと考えます。

この件について、ソフトバンク3社、KDDI、新潟通信サービス、プロバイダー協会地域部会の意見、特に、以下の意見および懸念に賛同します。

■NTT東・西は、2009年6月3日の説明会において、ネイティブ接続事業者は、NTT東・西それぞれ一箇所の相互接続点（POI）で接続し、NTT東・西の広域接続（活用業務）を利用することが前提であるとされていますが、本来POIを各県に設けることが必須であると考えます。また、トンネル方式についても、POIが各県に設けられているものの、広域接続の場合は活用業務の利用が前提とされています。

NTT東・西の本来業務が地域電気通信業務であることから考えれば、活用業務といった例外的な対応を前提とする接続形態は不相当であり、ISP事業者との標準的な接続形態として認めるべきではありません。（KDDI, p.2）

しかし、全国には、地域でISP事業を行っている多くの会社があります。今回の接続点1箇所への制限は地域でISP事業を行っている事業者にとっては死活問題です。これまで自主的に設定できた価格やサービスがすべて全国規模の事業者にゆだねられ、地域の事業者の自主的なサービスは不可能となってしまいます。

特に弊社では公共団体や学校、一般向けに「有害情報のフィルタリングサービス」を提供しております。こうした自主サービスは県内に接続点があることで、自社IPアドレスを利用して、無料のサービスとして提供しております。今回の「ネイティブ方式」では県内に接続点がないため、他社のローミングとなってしまう、提供不可能なサービスとなります。（新潟通信サービス, P.4）

ネイティブ方式において、NTT東西それぞれで1箇所のみでしか相互接続点が設定されていない理由について、NTT東西から説明がされていないため、事業者がその理由を理解できるよう、NTT東西は、その根拠を提示すべきと考えます。なお、相互接続点の追加について、事業者の要望があった場合は、NTT東西は協議に応じるべきと考えます。（ソフトバンク3社, p.1）

6. いわゆるマルチプレフィクス問題について

この件について、ケイ・オプティコム、KDDIの意見に賛同します。

NGNにおけるマルチプレフィクス問題の解決が難航している根本的な問題は、NTT東西が、NGN等のネットワークとアクセス網を一体的に構築・運用する等、活用業務を利用して、なし崩し的に業務範囲を拡大していることにあると考えますので、その是非を改めて検討いただくことが必要であると考えます。

また、このような業務範囲の拡大を、NTT東西自らが志向していることを踏まえると、今回のマルチプレフィクス問題の解決にあっては、利用者はもちろんのこと、他の通信事業者に負担を強いるのではなく、NTT東西の責任と負担で対処することが基本であると考えます。（ケイ・オプティコム）

■IPv4アドレス枯渇予想時期までにIPv6対応を間に合わせるため、NTT東・西のNGNにおけるIPv6マルチプレフィクス問題を解消することは必要ですが、接続約款の変更案に関する各論に入る前に、IPv6マルチプレフィクス問題の本質を明らかにしておくことが必要であると考えます。当社は、以下が問題の本質であると考えます。

(1) NTT東・西のNGN網内サービスへのIPv6グローバルアドレス使用

・NGN活用業務の申請においては、提供予定のサービスの種類は「Bフレッツ相当の光ブロードバンドサービスに対応したISP接続」とされており、従来のBフレッツにおけるISPとNTT東・西との関係を継続するような説明がなされています。

・従来、Bフレッツ（地域IP網）では、ISPがインターネット接続のためのIPv4グローバルアドレスを払い出しており、NTT東・西は、ISPのインターネット接続に影響を与えずに地域IP網内サービスを提供してきました。NTT東・西の本来業務が地域電気通信業務であり、かつNGNが閉域網であることを考えれば、IPv6についてもISPの払い出すIPv6グローバルアドレスによるインターネット接続に影響を与えずにNGN網内サービスが提供されるべきです。

・しかしながらNTT東・西は、自らがIPv6グローバルアドレスを使用してNGN網内サービスを提供し、IPv6マルチプレフィックス問題を発生させました。これは、NTT東・西が惹き起こした問題であり、NTT東・西が自らの責任において主体的に解消すべき問題です。従って、問題の解消に係る費用等は全てNTT東・西が負担すべきであると考えます。

（2）NGN活用業務の認可におけるIPv6マルチプレフィックス問題の先送り

・NGN活用業務の認可においては、「・・・なお、次世代ネットワークに係る技術的要件については、可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとなるよう努めるとともに、IPv4からIPv6への移行に伴う諸課題について、ISP事業者等との積極的な協議を行うこと。」との条件が付されましたが、そもそもIPv4からIPv6への移行に伴う諸課題が解決されないまま、NGN活用業務が認可されるべきではありませんでした。

・また、ボトルネック設備を持つが故に優位な立場にあるNTT東・西とISPとの民一民の協議に委ね、IPv6マルチプレフィックス問題の解決を図ろうとすることにも無理があったと考えます。

ISPは、アクセスを独占するNTT東・西のNGNと接続せざるを得ない立場にある上、NTT東・西での検討結果を検証することが実質不可能である等、情報力にも差があるため、対等な協議ができません。実際に協議は平行線を辿り、2009年2月6日のISP事業者向け説明会においても、NTT東・西は、NGNのIPv6インターネット接続を実現するために必要な費用は、各接続方式を選択したISPに全額費用負担を求めると主張していました。接続約款変更の認可申請の段階に至り、ISPの費用負担範囲は見直されましたが、IPv4枯渇時期が差し迫っているにもかかわらず、多くの時間が浪費されたことは誠に遺憾です。（KDDI, pp. 3-4）

7. ネイティブ方式の名称について

ネイティブ方式の名称について、語感上、「トンネル方式」（「トンネル会社」などのダークなイメージがある。）に比して「ネイティブ方式」（英会話学校の例などをみても、通常、「ネイティブ」は優位な意味で使われている。）の方が優れるように解釈される可能性があり、望ましくありません。技術的にも、いわゆるソースルーティングを用いるような特殊な方式はあまりネイティブではなく、これをネイティブ方式と呼称することは望ましくないと考えます。

なお、当社としては、技術用語を使用する「トンネリング方式」「ソースルーティング方式」、または、サービスの特徴を端的に表す「オープン方式」「3社寡占方式」など、一般的な利用者を誤認させないような表現を用いるべきであると考えます。

この点につき、ナインレイヤーズ、新潟通信サービスの以下の意見に賛同します。

各々の方式に対して「トンネル方式」「ネイティブ方式」という名称がつけられています。後者については技術的に間違った使い方と考えますし、誤解を招く表現であると思います。ネイティブ方式で用いられる経路制御は、パケットヘッダの送信元アドレスに基づくものです。IP で原理的に用いられる経路制御は送信先アドレスに基づくもので、技術的な用語の使い方として根本から間違っていると考えます。議論の過程で出ていて申請されていない「案3」と呼ばれた方式こそがネイティブと呼ばれて然るべきです。このような用語の誤用は特に IETF 等での国際標準化プロセスで問題を起こすと考えます。今回、NGN の IPv6 化で問題になったのがマルチプレフィックス問題であり、これは IETF の標準化プロセスにて解決されるのが適当であると考えます。しかしながら、IETF での場で、NGN での問題が、日本国内の特殊な事情によるものと考えられたために、議論の遡上に登りにくかった側面があります。今回、native ではない技術に対して「ネイティブ方式」と名前付することは、IETF 等で議論する際に混乱を招き、より日本固有の問題であると言う印象付けをし、国際標準を修正するための活動を阻害する可能性があると考えます。(ナインレイヤーズ, pp. 1-2)

サービスの提供面でも「ネイティブ方式」という名前をつけ「トンネル方式」との間で差別化をはかっています。言葉から受けるイメージについても「ネイティブ方式」はイメージ戦略で優位に立ち NTT 東西は「ネイティブ方式」に誘導したい意図が見えております。(新潟通信サービス, p.3)